

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 48 R2
提出年月日	令和3年12月27日

技術基準規則各条文と関連書類との整理

本資料は、【濃縮個別 48 R1】の改訂版（R2）である。
改訂内容は以下のとおり。

○添付1の「技術基準規則各条文と関連書類との整理」について、補足説明資料の名称を正式名称で記載するよう修正した。

※【濃縮個別 48 R1】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 技術基準規則各条文と関連書類との整理.....	1

添付1 技術基準規則各条文と関連書類との整理

1. 概要

本資料は、第 5 回申請に係る申請内容と技術基準規則との関連について説明するものである。

2. 技術基準規則各条文と関連書類との整理

第 5 回申請に係る申請書の記載内容（関連書類）について、技術基準規則の各条文への適合性に関連する情報が示されている箇所を示すものである。

技術基準規則各条文と関連書類との整理

【第5回申請】

資料名	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条
	核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の地盤	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止 *4	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法な侵入等の防止	閉じ込めの機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等 *6	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備等	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止 *8	遮蔽	換気設備 *9	非常用電源設備 *10	通信連絡設備
基本設計方針	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○ *7	○	○	○	-	○	-	-	○
工事の方法	○ *1	-	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-
設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○
個別施設（仕様表）	○ *1	-	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○ *7	○	○	○	-	-	-	-	-
加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○
核燃料物質の臨界防止に関する説明書	○ *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線による被ばくの防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
加工施設の耐震性に関する説明書	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○ *3	-	○ *3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強度に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	-	○ *5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
加工施設の火災防護に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○ *5	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工施設の内部飛散物による損傷防護に関する説明書	-	-	○ *3	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通信連絡設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
警報設備等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書	-	-	○ *3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○ *7	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
放射線管理施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
系統図	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
配置図	○ *1	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-
構造図	○ *1	-	○	-	○	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*1：サンプル保管戸棚を更新し、主要寸法が変更になるが、臨界防止のための措置（最大取扱ウラン量の管理）に変更はない。
 *2：技術基準規則の要求事項及び適合性に係る設計に変更はないが、変更がないことを明確化していることから「○」とする。
 *3：搬送設備（天井走行クレーン）の地震起因による動力喪失時の核燃料物質保持、内部飛散（転倒、落下）の防止については、1 Gの静的地震力を用いた転倒評価として「加工施設の耐震性に関する説明書」にて説明する。
 *4：津波に関しては、事業変更許可申請書における評価により、防護設計が不要である。
 *5：竜巻に伴う事故に対する設計のうち、屋外タンク損傷による溢水評価については、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて説明する。
 *6：当該基準規則に係る施設の適合性は第3回（建物）にて認可済みである。
 *7：事業変更許可申請書に示すとおり、本施設の貯蔵施設において、核燃料物質の崩壊熱除去は必要ないが、必要がないことを基本設計方針、仕様表及び説明書にて明確化していることから「○」とする。
 *8：当該基準規則に係る施設の適合性は第3回（建物）にて認可済みである。
 *9：当該基準規則に係る施設の適合性は第4回（気体廃棄物の廃棄設備）にて認可済みである。
 *10：当該基準規則に係る施設の適合性は第2回（ディーゼル発電機）及び第4回（無停電電源装置及び直流電源設備）にて認可済みである。